

# 中国における侵害警告の実務 ～警告により損害賠償を命じられた事例～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第41回）

珠海格力電器株式会社  
再審申請人（一審第三者、二審上訴人）

広東美的電器株式会社  
被申請人（一審原告、二審被上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概 要

外観設計（意匠）は、一般的に機能性と審美性を併せ持つことが多い。しかしながら、対象外観設計と、先行設計（先行意匠）との相違点が主に機能的な部分にある場合、外観設計の類否判断における全体視覚効果に、どの程度影響を与えるのか否かが問題となる。

中級人民法院<sup>1</sup>及び高級人民法院<sup>2</sup>は、相違点は外観設計の中心部分であり、当該相違点について当業者は着目し、全体視覚効果に影響を与えるとして先行外観設計とは類似せず外観設計特許は有効と判断した。これに対し、最高人民法院は、相違点は主に機能性に関するものであり、一般消費者は機能・技術効果に着目せず、全体視覚効果に影響を与えず、外観設計特許は先行外観設計に類似するとして無効との判決<sup>3</sup>をなした。

## 2. 背 景

### (1) 特許の内容

美的公司は、「ウィンドウホイール」と称する外観設計特許を所有している。特許番号は200630067850.x（以下、850特許という）である。以下は、850特許のウィンドウホイールを示す図である。

---

1 北京市第一中級人民法院判決（2009）一中行初字第1797号  
2 北京市高級人民法院判決（2010）高行終字第124号  
3 2011年1月11日最高人民法院判決（2011）行提字第1号